

事業主の方へ

季節労働者の通年雇用化を目的とする
厚生労働省の委託事業

職場体験実習

通年雇用を希望する季節労働者の方には、他業種での仕事を始めるにあたり不安を感じる人も少なくありません。職場体験実習を通して、仕事の適正を判断していただくために、季節労働者の方を対象とした職場体験実習の受入事業所を募集します。

受入事業所を募集します

季節労働者とは？

降雪事情等の季節的な影響によって、冬季間の業務が困難な「建設業」を中心に一定の季節や期間だけ雇用保険の受給資格を有し就労する方が季節労働者です。

受入事業所のメリットは？

実習生の性格や能力など、職場体験実習を通して仕事の適正を判断することができます。実習実施日数によって当協議会より受入事業所に協力謝金をお支払いいたします。

協力謝礼について

実習生1名あたり

1日……………4,000円

2日……………9,000円

3日……………15,000円

4日・5日………20,000円

ただし、受入事業主又は実習生の都合により職場体験実習を中止した場合、協力謝金はお支払いしません。

ご連絡・お問い合わせ先

上川中部季節労働者通年雇用促進協議会

旭川市6条通10丁目 旭川市第三庁舎3階 旭川市経済観光部経済総務課内

TEL 0166-26-3601 FAX 0166-26-7093



職場体験実習で

新たな人材の発掘を

職場体験実習支援事業

事業主の皆様には、新たな人材の発掘と確保、求める人材かどうかの判断をする期間を持てるという効果が期待できます。

ご活用をお願いいたします。

目的

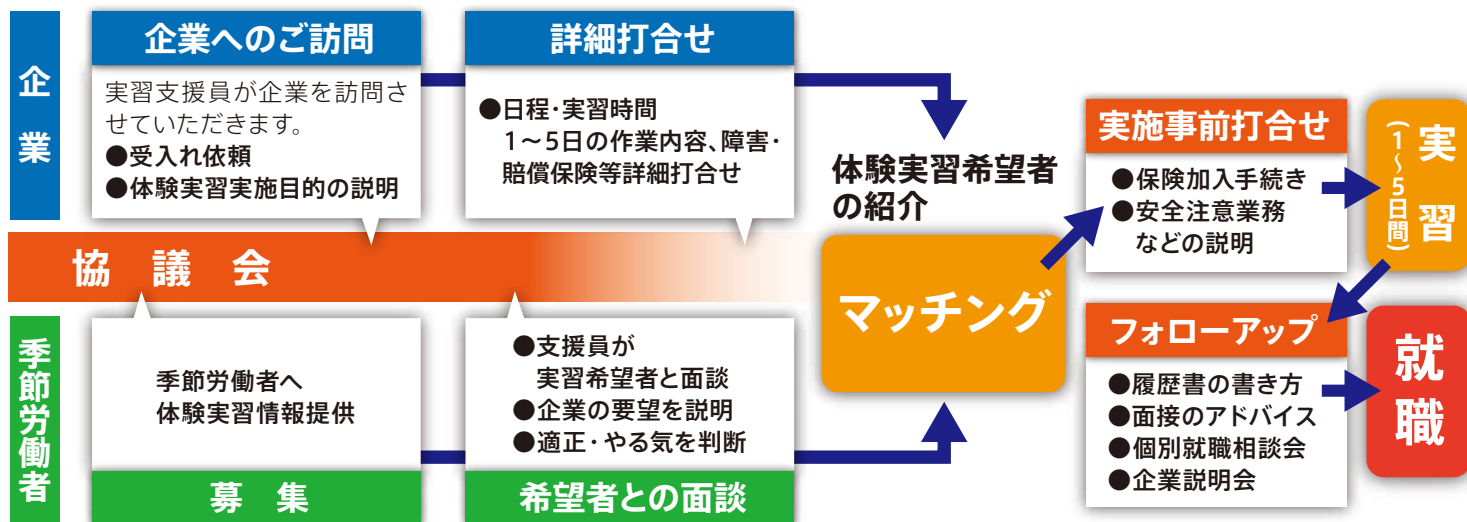
- 経験や知識を身につける
- 適正・能力を再確認する
- 通年雇用化を促進する

実施要綱

| | |
|-------|--|
| 実施日 | 平成27年12月～平成28年3月のうち、1～5日程度です。 |
| 実施場所 | 1市8町で通年操業する事業所内で実施します。 |
| 実施時間 | 受入事業所の就業規則に準じて実施します。 |
| 実施内容 | 受入事業所が営む業務の体験実習です。 |
| 実習生 | 1市8町に居住する季節労働者の方（業種・職種問わず）が対象です。 |
| 実習定員 | 1事業所あたり1名～3名程度です。 ※1名の受け入れも可能です。 |
| 実習生賃金 | 事業所からの支給の必要はありません。 |
| 実習生保険 | 実習期間中の実習生には当協議会が事前に傷害・賠償責任保険加入手続きをします。 |
| 協力謝金 | 実習日数により当協議会が受入事業所に協力謝金をお支払いいたします。 |



職場体験実習フローチャート



■職場体験実習事業に係わる受入事業主の要件が緩和されました。

指定業種の事業主であっても通年による雇い入れが見込まれる場合は、次の要件を満たす場合本事業の受け入れ事業主の対象となりました。

- ① 体験実習開始の前日から過去3年間の雇い入れ実績が、一般被保険者であり、短期雇用特例被保険者の雇い入れ実績のない「指定業種の事業主」であること。
- ② 体験事業の開始時点で、雇用期間が1年以上、もしくは雇用期間の定めがない求人募集をしている「指定業種の事業主」であること。
- ③ 指定業種を離職した季節労働者であり、当該離職に係わる職種と異なる職種での受け入れとなること。

厚生労働大臣が指定する業種

① 林業、② 採石業および砂、砂利又は玉石の採取業、③ 建設業、④ 水産食料品製造業、⑤ 野菜缶詰、果実缶詰又は農産保存食料品の製造業、⑥ 一般製材業、⑦ セメント製品製造業、⑧ 建設用粘土製品（陶磁器製のものを除く。）の製造業、⑨ 特定貨物自動車運送業、⑩ 建設現場において据付作業を行う「造作材製造業（建具を除く）」、「建具製造業」、「鉄骨製造業」、「建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）」、「金属製サッシ・ドア製造業」、「鉄骨系プレハブ住宅製造業」、「建設用金属製品製造業（サッシ、ドア、建築用金物を除く）」、「雷製造業」、⑪ 農業（畜産農業および畜産サービス業を除く）